

議第3号

平成25年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成25年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 172,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 6,373
	1 一般会計繰入金	6,373
2 繰越金		67,939
	1 繰越金	67,939
3 諸収入		94,788
	1 貸付金元利収入	94,591
	2 雑収入	197
4 県債		3,000
	1 県債	3,000
歳入合計		172,100
歳出		
款	項	金額
1 健康福祉費		千円 172,100
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	172,100
歳出合計		172,100

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 3,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項および第6項に定めるところによる。
計	3,000			